

## 4 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策

一般に事件が長期化しがちであると言われている個別事件類型として、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟及び遺産分割事件が挙げられるところ、以下のとおり、これらの事件類型に特有の長期化要因に関する施策を検討した。なお、それらの施策をまとめたものが、本章末尾の図である。

### 4. 1 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

#### 4. 1. 1 医療ADRの拡充、中立第三者機関による原因究明制度の確立

##### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- ADRがあまり利用されていないことについては、前記3. 1. 8(1)を参照されたい。
- また、第3回報告書においては、医事関係訴訟では、争点の整理に専門的知見を要するため、当事者や裁判官にその専門的知見が不足している場合に、争点整理手続期日の回数が増加し、ひいては争点整理手続の長期化につながることがあると指摘されている（分析編45頁）。

##### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 医療関係のADRについても、事案解明機能を強化したり、保険制度と連携するなど、その活動内容を充実させることができないか。
- また、中立な第三者機関による死因や後遺症の原因究明制度を確立し、その結果について訴訟においても活用できるような制度とできないか。
- ・ ADRの充実及びADRの裁判所との連携強化を図るため、関係官庁を中心として、医療等の分野ごとに検討を進める必要がある。
- ・ 医療関係ADRの充実のためには、医療界も関与したADRを設けることが有益と思われる。
- ・ 患者の死因等を事故直後に究明することは事案の解明にとって重要であり、以前法案化された医療安全調査委員会のような原因究明システムを構築すべきである。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
  - ・ 医事関係訴訟では、専門的知見を要するため、裁判所や弁護士に専門的知見が不足している場合には、審理の長期化につながることがあると考えられるところ、平成22年において人証調べを実施して判決で終局した事件の平均争点整理期間（第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間）をみると、医事関係訴訟は18.7月であり、民事第一審訴訟（全体。11.9月）の1.6倍程度となっている。

##### 【図15】

また、同様に、平均争点整理期日回数をみると、医事関係訴訟は12.1回であり、民事第一審訴訟（全体。7.6回）の約1.6倍に上り、さらに、医事関係訴訟の同回数について、鑑定実施ないし専門委員関与の有無別にみると、特に高度な専門的知見が要求されると考えられる鑑定実施事件（14.5回）及び専門委員関与事件（15.6回）の方が、鑑定非実施事件（11.4回）及び専門委員非関与事件（11.8回）よりも多くなっている。【図16】

##### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 医療ADRの活動の充実

医事関係訴訟においても、ADRの活動を充実させ、その活用を図ることについて、裁判所とADRとの適切な役割分担の在り方を踏まえながら、検討を進める。

- 原因究明システムの構築

中立な第三者機関による原因究明システムの構築について、関連する制度の状況も踏まえて、検討を進める。

- ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入  
前記3.1.8(3)のとおり

## 4. 1. 2 専門委員等を活用しやすくするための施策

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、医事関係訴訟において専門家の迅速な協力が得られないなどの事情により専門的知見が不足する場合には、主張及び証拠の検討や整理等に時間がかかるため、争点整理期日の回数が増加し、争点整理が長期化すると考えられることが指摘されている（分析編41頁）。
- また、同報告書においては、専門的知見が不足する背景事情として、弁護士ヒアリングで、原告側が協力医を探すのに時間を要する場合があること、特に地域内で協力医が見つからない場合には遠方まで赴く必要があり、負担が大きいことが指摘されており、裁判官ヒアリングでも同様の指摘があることが紹介されている（分析編40頁）。

そして、裁判官ヒアリングでは、集中部のあるA地裁判本庁においては、医療事故情報センター等の患者側のサポート態勢が充実していることもあり、経験豊富な弁護士が代理人に就き、協力医のサポートを早期に得つつ、円滑な事件進行が図られている場合が多いと紹介されている（分析編46頁）。

- その他、専門的知見を要する事案一般の長期化要因については、前記3.3.1(1)を参照されたい。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。

- 専門委員<sup>\*35</sup>の選任をスムーズ・機動的に行うため、専門委員をポイント的に任命・選任して機動的に活用するための環境整備等を検討できないか。
- 専門委員の持つ知見をより効果的に訴訟に活用するため、専門委員から、疾患等について的一般的な知見だけでなく、具体的な事案に即した専門的知見を述べてもらえるような制度とできないか。
- 当事者側の視点に立っても、協力医との間の支援・協力関係態勢の拡充が不可欠である。
- 専門委員制度に関する施策を検討するに当たっては、その前提として、この制度の積極面及び消極面の両面からの検討が必要である。

- 実情調査では、以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

- 鑑定の実施に至ると時間と費用の負担が重くなるので、専門的知見を取得するツールとして、争点整理段階において、専門委員を活用し、争点整理を充実させることが望ましい。
- 中規模府ではあるが、医師や弁護士との協議会を利用して大学や基幹病院の協力を得て、幅広い専門分野から多数の医師を専門委員に任命している。
- 地方部では、専門委員や専門家調停委員の給源が限られており、十分確保できていない。特に、管轄内に大学病院がなく、医師との関係を築きにくいため、医師の確保に苦労している。

\*35 医療関係の専門委員の人数は、平成22年7月1日現在、全国で826人である。

- 医事関係訴訟において、被告側の代理人はおおむね専門化しているが、原告側の代理人には不慣れな弁護士が多く、事前準備が不十分なまま訴えを提起している例もよく見かける。

(弁護士からの意見)

- 専門委員の活用が進んでいないので、より積極的な活用を図るべきである。
- 大規模序では専門委員の態勢が充実しているが、中・小規模序や支部では十分ではない。大規模序での態勢をより一層充実させるとともに、近隣序や支部と連携できる態勢があるとよいのではないか。
- 専門的知見は、依頼者や弁護士の個人的な関係を通じて取得することが多いが、そのような努力には限界がある。

弁護士会が各種専門家団体と連携して、専門的知見の取得をサポートする態勢を築くことができないか。

○ 関連する統計データとしては、以下のものがある。

- 医事関係訴訟において専門委員が関与した事件数は、平成17年（34件）から平成21年（79件）にかけて増加傾向にあるものの、平成21年においてもその関与率は8.6%にとどまり、また、平成22年の関与率は5.9%に低下している。【表54】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 専門委員のより一層の利用

前記3.3.1(3)のとおり

○ 医事関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備

医事関係訴訟への弁護士の対応能力を向上させ、同訴訟の適正迅速な解決を図るため、弁護士会による研修・研究会や、協力医との間の支援・協力関係態勢の拡充等、同訴訟における弁護士のサポート態勢の整備について検討を進める。

## 4. 1. 3 適切な鑑定人の確保等

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 医事関係訴訟では、当事者や裁判官にその専門的知見が不足している場合があるために争点整理が長期化することについては、前記4.1.1(1)のとおりである。
- 第3回報告書においては、医事関係訴訟の中でも、特に鑑定実施事件は、審理期間が長期化する傾向にあること、鑑定実施事件の平均争点整理期間及び人証調べ終了から口頭弁論終結までの平均期間は、いずれも鑑定非実施事件と比べて長くなっていること、とりわけ、鑑定が実施されることが多い人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間が審理期間のかなりの部分を占めていることが指摘されている（分析編49頁）。

その上で、鑑定人選任に要する時間や、鑑定書提出後の反論反証に要する時間が、鑑定を行った場合の審理長期化の主な原因となっていること、鑑定人選任手続が難航する理由としては、医師が鑑定を引き受けることに消極的であるという鑑定人候補者側の問題と、その事案に適した鑑定人候補者を確保できるシステムが存在しないという問題があること、鑑定人の選任のための地域のネットワークの有無は、鑑定人選任に要する時間の長短を左右する要因となっているといえるが、地域によってはこのようなネットワークの構築が難しいところもあり、そのような地域での鑑定人選任についての態勢整備を検討する必要があることが指摘されている（分析編50頁、53頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 鑑定の長期化への対応として、地方における鑑定人確保の困難性の解消を目指し、例えば、高裁単位で鑑定人を推薦するシステムを整備・拡充する必要がある。
  - ・ 鑑定の客觀化や鑑定書提出後の反論の応酬に要する期間の短縮化を図るという観点から、複数の鑑定人による鑑定は有効であるが、鑑定人の確保が困難な地方では、実現が難しい。複数鑑定の活用を進めるためにも、鑑定人推薦のためのネットワークを全国的に確立することは有益である。
  - ・ 重要な責務を果たしている鑑定人について、そのステータスを向上させるため、鑑定人としての経験・実績が、医師としてのキャリアパスの中で一定の意味を持つような制度を設けることはできないか。
  - ・ 鑑定人の負担を減らし、鑑定の客觀性を高めるため、医師個人でなく医療機関に対して鑑定を嘱託する制度を積極的に活用するための環境整備ができないか。
- 実情調査では、以下のような意見があった。
 

(裁判官等からの意見)

  - ・ 大規模序では、各種のネットワークを活用して大部分の事件で鑑定人を確保することができている。
  - ・ 地方では、鑑定人の選任に難航する場合が多い。高裁単位で鑑定人を推薦する仕組みを設ければ、鑑定人の選任が円滑に行われるのではないかと思われる。
  - ・ 小規模序でも、医事関係訴訟において、鑑定のためのネットワークを整備し、それを利用することにより、隣接県内に所在する大学病院等から適切な鑑定人を得ることができているところもある。

(弁護士からの意見)

  - ・ 医事関係訴訟においては、複数の専門家による鑑定が有用であるので、これを積極的に実施できるように、鑑定人選任のための態勢を充実させるべきである。
  - ・ 鑑定書の作成を医学会のテーマの一つとして、医師の実績とすれば、鑑定人の確保に資するのではないか。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
  - ・ 平成22年において人証調べを実施して判決で終局した事件について、鑑定実施の有無別の平均審理期間をみると、医事関係訴訟の鑑定実施事件は51.0月であり、非実施事件（27.9月）と比べて1.8倍程度となっており、また、民事第一審訴訟（全体）の鑑定実施事件（37.1月）と比べても、1.4倍程度と長い。

また、医事関係訴訟の鑑定実施事件について、各手続段階の平均期間をみると、鑑定が実施されることが多いと考えられる人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間（21.2月）が、同訴訟の鑑定非実施事件（3.7月）の6倍程度となっている。【図18】

  - ・ 医事関係訴訟における鑑定採用決定から鑑定人指定までの期間についてみると、5.6月（なお、有意な分析を行うため、平成21年及び平成22年を合算したものを使用し、一定の事件数を確保した。）であり、鑑定人の選任について、同じく専門的知見を要する建築関係訴訟と比較しても、長期間を要していることがうかがわれる。また、後記4.2.2(2)のとおり、適切な鑑定人が確保できた段階で、鑑定採用決定を行う例も少なくないと考えられ、第3回報告書においても、医事関係訴訟において人証調べ終了と同時に本格的に鑑定人選任に動き出すケースも相当数存在すると考えられる旨指摘している。そこで、鑑定採用と鑑定人指定が同日に行われた事件（ただし、人証調べ実施後に鑑定を実施した事件に限る。）について、人証調べ終了日から鑑定人指定日までの統計データ（前記と同様に、有意な分析を行うため、平成21年及び平成22年を合算したものを使用した。）をみると、10.1月を要している。【図21、表57】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 鑑定人を推薦するネットワークの整備・拡充  
　　鑑定人を推薦するネットワークは、既に複数が実務で活用されていることを踏まえつつ、今後もこのネットワークを整備・拡充することについて検討を進める。
- 鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入  
　　前記3. 3. 4(3)のとおり
- 研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備  
　　前記3. 3. 4(3)のとおり

## 4. 1. 4 医事関係訴訟についての裁判所のサポート態勢の充実

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 医事関係訴訟では、当事者や裁判官にその専門的知見が不足している場合があるために争点整理が長期化することについては、前記4. 1. 1(1)のとおりである。
- 第3回報告書においては、医事関係訴訟についての裁判所のサポート態勢として、医事関係訴訟を集中的に取り扱う部門として、平成21年4月現在、東京、大阪を始めとして10府に医事関係訴訟の集中部が設置されていること、集中部では、集中部自体に医療に関する専門的知識や審理方法等に関するノウハウが蓄積されることから、審理の充実や迅速化が図られることが期待されることのほか、医事関係訴訟の集中部が設置されている地裁と全地裁の平均審理期間を比較すると、集中部が設置されている地裁の方が全地裁よりも一貫して平均審理期間が短くなっていることが指摘されている（分析編45頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 裁判の迅速・充実化にとって集中部の設置は大きな意味があるので、更に拡充することが考えられる。併せて、集中部が設置されていない裁判所でも医事関係訴訟に十分対応できるよう態勢を強化すべきである。
  - ・ 医事関係訴訟において適正・迅速な審理を行うためには、医療専門用語の理解、手術記録の読み方、検査数値の見方を始めとする医療に関する基礎知識や医療訴訟のノウハウが必要であるため、多数の同種事件を取り扱った経験が有益である。また、医療集中部では、医療現場の見学、医療機関・弁護士との協議会等の実施によりノウハウを蓄積し、医学文献等も充実しており、集中的に医事関係訴訟を処理することには、大きなメリットがある。

さらに、集中部で蓄積したノウハウを他の裁判所でも共有することによって、集中部等が設置されていない裁判所での審理の充実・迅速化を図ることも可能である。

- ・ 東京地裁では、医事関係訴訟をいくつかの部に集中させたことによって、物的環境整備も含めて、訴訟の適正・迅速化が図られた。事件の専門化が進む中で、事件の集中化は、訴訟の迅速化に資するとともに、司法サービスの充実という点でも裁判を受ける国民の側にとってメリットが大きい。
- ・ 集中部の設置拡大や事件集約化の方向だけを進めるのではなく、集中部が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた検討も必要であり、その意味で、集中部で蓄積したノウハウを他の裁判所でも共有することは、重要である。また、支部においても、本庁への事件集約化を拡大するのではなく、医事関係訴訟の審理が受けられる態勢を維持すべきである。
- ・ 支部における態勢の整備については、当該地域での訴訟のニーズや裁判所が利用できる人的資源

を踏まえて、その必要性を十分検討すべきである。そもそも、その前提として、医事関係訴訟が支部においてどの程度あるのかについても把握しておくべきであろう。

- ・ 地方において医事関係訴訟の件数が少ないことは承知しているが、訴訟として顕在化していない、潜在的な事件もあるのではないか。
  - ・ 原被告双方に専門化した代理人が就くことの多い知的財産権訴訟と異なり、医事関係訴訟においては、同訴訟に不慣れな弁護士が原告代理人に就くことが多いので、集中的処理の充実について検討を進める際には、併せて、医事関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備が必要になるという点に、留意してほしい。
  - ・ 審理の在り方として、医事関係訴訟を集中的に処理することは望ましいが、国民が司法を利用しやすくするための基盤整備を行った上で集中的処理を進めるべきである。例えば、支部管内の住民が本庁で医事関係訴訟を追行するためには、法律扶助制度を拡充させ、国民の弁護士へのアクセスを改善させることが必要になると考えられる。
- 実情調査では、以下のような意見があった。

(裁判官等からの意見)

- ・ 大規模庁の専門訴訟においては、弁護士が専門化しているため、裁判所も十分な専門的知識や情報を有しておく必要があり、専門部や集中部において、専門家を招いて部内研究会を開いたり、外部の専門家団体や弁護士会との意見交換を行うなどしてノウハウの蓄積を行うとともに、雑誌に論文を掲載するなどしてノウハウの情報発信に努めている。

(弁護士からの意見)

- ・ 集中部では、裁判所に専門訴訟に関するノウハウが蓄積されつつある。今後は、蓄積されたノウハウを、どの裁判官でも利用できるような形とした上で、裁判所内で引き継いでいく必要がある。

○ 関連する統計データとしては、以下のものがある。

- ・ 医事関係訴訟の新受件数を本庁及び支部別にみると、平成22年では、本庁（合計50庁）が665件（85.7%）、支部が111件（14.3%）である。さらに、支部の規模別の新受件数をみると、常駐支部（合計157庁）が107件（13.8%）、非常駐支部（合計46庁）が4件（0.5%）にとどまり、小規模支部における医事関係訴訟の新受件数は極めて少ない<sup>\*36</sup>。【表63】
- ・ また、非常駐支部における同訴訟の新受件数の経年推移をみると、平成17年（4件）から平成22年（4件）までの6年間で、平均3.7件と極めて低水準で推移している。【図64】
- ・ 医事関係訴訟の新受件数を集中部設置庁（平成22年現在10庁）及び非設置庁別にみると、平成22年では、集中部設置庁が501件（55.9%）、非設置庁が395件（44.1%）である。【表65】

このように、多くの医事関係訴訟が集中部設置庁に提起されている中、平成17年から平成22年までの同訴訟の平均審理期間は、一貫して、集中部設置庁の方が非設置庁よりも短くなっている。【図66】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 集中的処理の充実

医事関係訴訟を集中的に処理することは、同訴訟の審理の適正・迅速化にとって有益であり、それ自体、裁判を受ける国民の側にとってメリットが大きいことを踏まえ、各地域における司法サービス

\*36 建築瑕疵損害賠償事件についてみても、平成22年では、本庁が354件、支部が95件である。さらに、支部の規模別の新受件数をみると、常駐支部が92件、非常駐支部が3件にとどまり、小規模支部における建築瑕疵損害賠償事件の新受件数は極めて少なく、建築瑕疵損害賠償事件についても医事関係訴訟と同様の傾向がみられる。【表63】

## VI 裁判の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策等

---

の充実を図るための様々な方策の検討と併行して、その具体的な進め方について検討を進める。

- 専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積、利用

前記3. 3. 2(3)のとおり

## 4. 2 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

### 4. 2. 1 契約書等の書面作成に関する業界慣行の改善

#### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、建築関係訴訟について、裁判官ヒアリング及び弁護士ヒアリングの結果として、契約書、追加工事か手直しかに関する合意を証する書面等が存在しない場合があること、複数の業者が関与する場合に、責任の範囲を明確にする書面がない場合があること等、客観的証拠が不足する場合が多いことが紹介されている。さらに、このように合意の有無やその内容を証する客観的証拠が不足する場合には多くの関係者を人証として取り調べたり、間接的な事情に基づく立証をしたりするため、審理に時間を要することが指摘されている（分析編63頁、64頁、68頁）。

#### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 契約書等の不備のために、交渉経緯等の認定に多大な時間と労力を費やしている現状を改めるため、契約書等の当事者間の合意内容等を証する書面類の作成を義務化できないか。
  - ・ 契約書等の作成の義務化に関しては、平成18年の建築士法の改正においても検討され、設計・工事監理契約締結前に工事監理の方法等を記載した書面交付の義務付けが盛り込まれたもの（同法24条の7）、契約書等の作成を促進するための抜本的な解決策としては不十分であり、今後、建築確認申請や建築工事届に契約書等の添付を義務付けるなど、行政手続において新たな仕組みを設けることも含めて、更に検討を進める必要がある。
  - ・ 業者側のみならず、注文主側においても、将来の紛争に備えて記録を残しておくことが重要であり、この点に関し、原告となり得る国民への啓発活動を推進することが必要ではないか。
  - ・ 紛争の事前防止、早期・妥当な解決促進の観点から、契約書、見積書、設計図書等が作成されないという業界慣行を更に改善する必要がある。もっとも、取引の円滑化の要請もあるので、作成の義務化までは困難であろう。
  - ・ 例えば、不動産売買においては業者から重要事項が説明されたことが書面化されているのと同様に、建築業界でも、将来紛争となつた際にポイントとなるような事項を中心に書面化することは可能ではないか。
  - ・ 大手業者ではともかく、約款の利用が進んでいない零細業者の工事や頻繁に行われる注文建築の追加変更工事では、厳格な書面化を求めるることは実情にそぐわない。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
  - ・ 平成22年の建築関係訴訟の人証調べ実施率は30.3%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外。18.7%）の1.6倍程度と高く、人証調べ実施事件における平均人証数も、建築関係訴訟では3.1人と民事第一審訴訟（過払金等以外。2.7人）に比べて若干多い。この点は、建築関係訴訟の複雑困難性による影響も勘案する必要はあるが、同訴訟において契約書等の客観的証拠が不足しているという事情も影響しているのではないかと思われる。【表29】

#### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 合意内容の書面化に向けた業界慣行の改善

契約書等の当事者間の合意内容等を証する書面類の作成の義務化を始めとする業界慣行の改善について、取引の実情にも十分目を向つつ、行政手続における規制の在り方も含めて検討を進める。

## 4. 2. 2 適切な鑑定人の確保等

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、建築関係訴訟について、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で鑑定実施率が高く、鑑定の実施された事件の平均審理期間が長いことが指摘されている。また、医事関係訴訟と比較すると、建築関係訴訟では、瑕疵の項目が多数にわたること、鑑定事項や鑑定方法の検討が困難なこと、鑑定の結果、新たな瑕疵が判明する場合もあること等もあって、特に鑑定人指定から鑑定書提出までに要する期間及び鑑定書提出後の当事者による反論反証に要する期間が長くなっているとした上で、鑑定の長期化が審理期間を長期化させる要因の一つとなっていることが指摘されている（分析編67頁、68頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 重要な責務を果たしている鑑定人について、そのステータスを向上させるため、鑑定人としての経験・実績が裁判外でも評価を受けることができる制度を設けることはできないか。  
また、鑑定人の負担を軽減するため、設計事務所や研究所に対して鑑定を嘱託する制度を積極的に活用するための環境整備ができないか。
  - ・ 研究機関を持っている設計事務所は少ないため、設計事務所への鑑定嘱託は、内容によっては、難しいと思われる。第三者的な立場で鑑定を実施できるような建築専門の研究機関が、地方を含めて設立されており、このような機関への鑑定嘱託を活用することは考えられる。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
  - ・ 建築関係訴訟における鑑定採用決定から鑑定人指定までの期間についてみると、3.0月（なお、有意な分析を行うため、平成21年及び平成22年を合算したものを使用し、一定の事件数を確保した。）と、第3回報告書で紹介したデータ（3.7月）よりも短縮化しており、司法支援建築会議の支援を始めとする様々な工夫により鑑定人確保に要する期間が改善しつつあることがうかがわれる。

#### 【図21】

もっとも、事案によっては、適切な鑑定人を確保できるかどうかの見通しが立たないなどの理由で、適切な鑑定人が確保できた段階で、鑑定採用決定を行う例も少なくないと考えられる<sup>\*37</sup>。前記4. 1. 3 (2)のとおり、第3回報告書においても、医事関係訴訟についてではあるが、人証調べ終了と同時に本格的に鑑定人選任に動き出すケースも相当数存在すると考えられる旨指摘しており、実際、平成22年の建築関係訴訟の鑑定実施事件のうち8割程度が、鑑定採用と鑑定人指定が同日に行われている（鑑定実施事件59件のうち、鑑定採用と鑑定人指定が同日の事件は45件である。）。そこで、鑑定採用と鑑定人指定が同日に行われた事件（ただし、人証調べ実施後に鑑定を実施した事件に限る。）について、人証調べ終了日から鑑定人指定日までの統計データ（前記と同様に、有意な分析を行うため、平成21年及び平成22年を合算したものを使用した。）をみると、8.7月を要している。この期間には、和解等も行われ、すべてが鑑定人選任のために費やされてはいないと思われるし、医事関係訴訟における同期間（10.1月）と比べれば短いものの、瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち鑑定非実施事件において人証調べ終了から口頭弁論終結までに要している期間（3.5月）

\*37 この点について、大阪地方裁判所専門訴訟事件研究会「建築関係事件と鑑定」（大阪地方裁判所における専門委員制度等の運用の実際）判例タイムズ1190号97頁（平成17年）では、同地裁建築専門部における鑑定手続の運用として、鑑定採用前の段階で、鑑定人選任に着手して鑑定人候補者を内定した後、同候補者を交えて鑑定事項に関する協議を行った上で、鑑定採用及び鑑定人指定を行っていることが紹介されている。

の2.5倍程度と長くなっていることに照らせば、鑑定人選任に相当の期間を要している事例も少なくないものと思われる。【表57】

さらに、平成22年において人証調べを実施して判決で終局した事件のうち、鑑定実施の有無別の平均審理期間をみると、瑕疵主張のある建築関係訴訟は57.0月であり、非実施事件（30.5月）の2倍近くになっており、また、民事第一審訴訟（全体）の鑑定実施事件（37.1月）の1.5倍程度と長い。【図30】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入  
前記3.3.4(3)のとおり
- 研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備  
前記3.3.4(3)のとおり

## 4. 2. 3 司法と建築家団体との連携のより一層の充実

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、建築関係訴訟では、紛争の前提にある建築技術、建築関係法規、建築業界の慣習等を踏まえて事案を理解する必要があり、それらの専門的知見が各事案ごとに複雑多岐にわたると指摘された上、裁判官ヒアリングの結果として、当事者も裁判官も建築に関する専門的知識を有していないことがあるため、主張の整理が難航する場合があることが紹介されている（分析編56頁）。
- さらに、同報告書においては、特に高度な専門的知見を要する瑕疵主張のある建築関係訴訟の方が、瑕疵主張のない同訴訟と比べて争点整理に長期間を要していることを示す統計データ等が紹介された上、専門的知見の不足が争点整理の長期化の一つの大きな要因となっていると指摘されている（分析編57頁から59頁まで）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 日本建築学会は、裁判所による専門的知見の取得を容易にするため、平成12年に司法支援建築会議を立ち上げ、10年間活動してきたが<sup>\*38</sup>、これを更に充実させ、各地域の地裁レベルでも裁判所との関係を強化していく方向に位置づけていく必要がある。また、各地域の地裁レベルでの裁判所と建築家団体との連携の強化は、裁判所における建築集中部の充実と連動しながら検討を進めると実現しやすいのではないか。
  - ・ 建築学会において、調停委員、専門委員及び鑑定人等の紛争解決の人的支援態勢の技術レベルを引き上げるため、研修会やテキストの作成等を行った上、常にバージョンアップしていく必要がある。
  - ・ 建築関係訴訟の専門弁護士を養成するため、①司法支援建築会議と弁護士会との懇談会を地域レベルでも充実させること、②法科大学院において建築紛争についての講座を設けること、③建築学会で法建築学的な分野を立ち上げ、建築士と弁護士の両資格を持つプロフェッショナルを更に輩出するシステムを構築することが検討できないか。
- 実情調査では、以下のような意見があった。  
(裁判官等からの意見)

\*38 前記3.3.1脚注25参照

- ・ 大規模序では、司法支援建築会議の支援により、建築関係の専門委員及び専門家調停委員の態勢が充実している。  
(弁護士からの意見)
  - ・ 建築の分野において、より一層専門的知見の取得を容易にするため、司法と建築学会との連携を進めることが有益である。
- 関連する統計データとしては、以下のものがある。
- ・ 平成22年の建築訴訟において、調停に付された事件の割合は16.2%と民事第一審訴訟（過払金等以外。0.2%）と比べて顕著に高く、特に、瑕疵主張のある建築関係訴訟では30.5%に上っている。また、同様に、専門委員関与率をみると、建築関係訴訟は7.4%であり、特に、瑕疵主張のある同訴訟では13.8%と高い。これらの統計データによれば、建築関係訴訟、特に瑕疵主張のある同訴訟では、建築士等の専門家の協力を得る必要性が高いことがうかがわれる。【図22, 23】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、建築関係訴訟については、既に司法支援建築会議が設立され、同会議の支援により裁判所と建築学会との連携が進められていることも念頭において、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 各地域の地裁レベルにおける裁判所と建築学会等の専門家団体との連携の強化  
建築関係訴訟においては、裁判所による専門的知見の取得を容易にするため、建築学会の協力により連携が図られてきたが、今後、これを更に充実させ、各地域の地裁レベルでも、裁判所と建築学会等の専門家団体との連携を強化することについて、検討を進める。
- 建築関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備  
建築関係訴訟への弁護士の対応能力を向上させ、同訴訟の適正迅速な解決を図るために、弁護士会と建築学会等の専門家団体との連携を強化しつつ、同訴訟における弁護士のサポート態勢を整備することについて検討を進める。

## 4. 2. 4 損害額等の算定基準に関する施策

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、建築関係訴訟特有の事情として、非常に多くの不具合や追加・変更工事の箇所が主張されて争点が多数になることが多い上、瑕疵がある場合にはその損害額も争点となり、また、追加・変更契約が争いとなる場合には相当な代金額も争点となることが多いこと、損害額及び相当な代金額等に関する裁判所の判断ないしその前提としての当事者の主張・立証に際しては、建築技術、建築関係法規、建築業界の慣習等に関する専門的知見が必要となることが指摘されている（分析編55頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 建築関係訴訟において時間と労力を要する損害額の算定を容易にするため、算定基準の作成を検討できないか。
  - ・ 例えば、家事事件における養育費・婚姻費用の算定表のような、瑕疵損害額や請負代金額に関する相場指標があれば有益である。これにより和解的解決の促進にも資すると思われる。詳細な基準まで作成するのは困難と思われるが、大まかな類型ごとの目安を、建築業界の協力を得て作成することが考えられる。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 損害額等の算定基準の検討

建築関係訴訟における瑕疵損害額等の算定基準については、瑕疵の修補方法には様々なものが想定され、損害額の類型化に複雑な作業が伴うこと等の点も考慮しつつ、その実現可能性について検討を進める。

## 4. 2. 5 専門家の関与のもと、早期に概括的な判断を行う手続に関する施策

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

○ 第3回報告書においては、前記4. 2. 4(1)のとおり、非常に多くの不具合や追加・変更工事の箇所が主張されて争点が多数になることが多い上、損害額や相当な代金額も争点となることが多く、また、瑕疵一覧表の作成や証拠の整理には、裁判所も当事者も多大な労力が必要で、一つ一つの争点について、当事者双方の主張を対比し、立証方法を検討するのは膨大な作業になることが指摘されている（分析編60頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○ 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。

- ・ 審理を進めるにつれて争点が増加する傾向にある建築関係訴訟において、精密な争点整理を行う正式訴訟の前に、瑕疵の存否等の責任原因及び補修費用等の損害論の両者について、専門家の関与のもと、争点を概括的にとらえることにより迅速に審理判断をする手続を設けることが考えられないか。
- ・ 調停・和解の機能を有し、かつ、瑕疵についてある程度概括的な判断を行って当事者から異議が出なければ確定し、異議が出れば訴訟手続に移行する手続を導入できないか。
- ・ 建築紛争において早期に概括的な判断を行う手続の創設を検討する際には、一戸建て等を対象とする比較的軽微で争点の少ない事件を念頭に置いた方が、当事者のニーズとも合致するのではないか。
- ・ 手続の枠組みとしては、現在行われている建築調停の延長線上の手続をイメージしており、民事訴訟事件一般における迅速手続とは、異なる側面があると考えている。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 専門家の関与のもと、早期に概括的判断を行って審理期間を短くする手続の検討

審理を進めるにつれて争点が増加する傾向にある建築関係訴訟に関し、精密な争点整理を行う前に、専門家の関与のもと、ある程度概括的な判断を行うことにより審理期間を短くする手続について、そのニーズや調停手続等既存の制度との関係も考慮しつつ、検討を進める。

## 4. 2. 6 保険制度の拡大等

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

○ 第3回報告書においては、建築関係訴訟特有の事情として、建築瑕疵の主張は、建物のあらゆる部分にわたり、かつ、そこに現れた事象として主張されるのも多種多様な点に及び、その存否や程度はもちろん、その原因が何であるのか（建築のミスによるものか、建物を使用する中で劣化したことによるものか、建築のミスとしても、それが設計ミスによるものか、施工ミスによるものかなど）を検

討する必要があるが、建物建築は、設計を行った上で、様々な施工過程を経て行われるため、原因を特定するのも容易ではない場合があるとした上で、多数の争点を一つ一つ審理するために時間を要することが建築関係訴訟に特徴的な大きな長期化要因となることが指摘されている（分析編59頁、60頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 建築物の瑕疵について合理的な紛争解決を行うため、建築物の瑕疵についての保険制度を拡大できないか。さらに、保険制度と連携するADR機関を拡充できないか。
  - ・ 今後は、新築ではなく、改修工事に関する紛争の増加が見込まれること、安価な費用で施工される建物が増加しており、トラブルの増加が見込まれること、国際的な建築紛争の増加が見込まれること等から、保険制度の拡大や、保険制度と連携するADR機関の拡充は、有益な施策である。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 建築物の瑕疵についての保険制度の拡大、保険制度と連携するADR機関の拡充

建築物の瑕疵が問題となる紛争において合理的な紛争解決を行うため、現在の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険制度の利用状況や、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく指定住宅紛争処理機関である住宅紛争審査会のADRの現状を踏まえ、建設業者側の負担や保険料の高額化の可能性等の点も考慮しつつ、保険制度の拡大や、保険制度と連携するADR機関の拡充の実現可能性について検討を進める。

## 4. 3 労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

### 4. 3. 1 労働紛争に関する各手続の整備のための施策

#### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、労働関係訴訟における長期化要因として、そもそも判断の枠組みに規範的要件（例えば、解雇権濫用法理）が用いられていることが多いなど、その該当性を立証するために長期間にわたる多数の具体的事實が主張されることが多いなど、争点に対する判断が質的・量的に困難であることが指摘されている（分析編78から80頁まで）。
- また、労働関係訴訟では、原告複数の事件の割合が高く、原告数が多いほど平均審理期間が長期化していることが指摘されているほか、労働事件専門部ヒアリングの結果として、原告が多数の事例では、請求や争点が多数となる上、人証調べが長期化することなどが紹介されている（分析編81頁、82頁）。

#### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 裁判外ADRの紛争解決能力を強化するため、例えば、呼出しに強制力を認めることや、手続の主催者が当事者間の権利義務について一定の判断を示した上で当事者間の合意の形成を図る裁断型ADR等、裁判外ADRの機能を充実させるための制度を設けることが考えられないか。
  - ・ 労働審判が活用されている理由を掘り下げて検討し、これを一つのモデルケースとして、制度上・運用上の改善につなげていくことも考えられる。
  - ・ 簡易裁判所の民事訴訟手続等、裁判所内における労働審判以外の手続を充実及び活用するための方策を検討することが必要ではないか。
  - ・ 裁判外ADRと裁判所における各手続との機能的な役割分担を検討し、共通認識化した上で、労働局、法テラス、弁護士会等の第一次的に相談を受ける機関が、その役割分担に沿って適切な紛争解決手段を教示するシステムを構築できないか。
  - ・ 労働関係訴訟の専門部、集中部を設置することについては、メリットもあるが、裁判官の判断が硬直化する懸念や人的物的態勢が十分かという観点も考慮した検証・分析も必要である。
  - ・ 労働審判の事件数が急増しており、今後も増加傾向が見込まれることから、労働審判制度につき、実施庁における人的物的態勢の検証・分析が必要である。また、労働審判の実施支部の拡充を検討すべきではないか。
  - ・ 個別労働紛争であっても労働組合活動を巡る訴訟では、労働委員会における不当労働行為救済手続（都道府県労働委員会、中央労働委員会）とその後の取消訴訟（地裁、高裁、最高裁）で争われ、さらに個別労働紛争として訴訟（地裁、高裁、最高裁）で争われると全部で8審制になることがあり、訴訟手続と労働委員会の手続との整合性の議論が必要である。
- 実情調査では、以下のような意見があった。  
(裁判官等からの意見)
  - ・ 労働関係訴訟においては、集団的労働事件が減少しているものの、個別労働事件が急増し、労働関係訴訟全体の件数は増加している上、第1回期日に相応の時間を要する労働審判事件が激増している。
  - ・ 労働審判事件も含めた労働事件は、今後も長期的トレンドとして着実に増えていくと思われる。
  - ・ 労働審判事件は、迅速かつ充実した紛争解決に寄与しているが、必ずしも当該手続になじまない事件が申し立てられることも少なくないため、今後、当事者が適切な手続選択ができるような取組

を行っていく必要がある。

○ 関連する統計データとしては、以下のものがある。

- ・ 労働関係訴訟及び労働審判事件の新受件数はいずれも近年大幅に増加しており、労働関係訴訟では、平成22年（3135件）は平成17年（2442件）の1.3倍近くに上り、労働審判事件でも、制度が導入された平成18年（877件）以降急増し、平成22年には3375件に達している（前掲II 2. 2. 4【図16】参照）。
- ・ 行政機関による労働紛争解決手続のうち、まず、紛争調整委員会によるあっせんの申請受理件数をみると、平成17年度以降徐々に増加し、平成20年度（8457件）には前年度と比べて1300件程度増加したもの、平成21年度（7821件）には減少しているほか、合意成立で終了した件数の割合は、平成17年度以降おむね減少傾向にあり、平成21年度では全体の3分の1程度にとどまっている。また、労働委員会による調整手続である個別労働紛争に関するあっせんの新規係属件数をみると、平成17年度以降増加傾向にあるものの、平成21年度においても、その件数は500件程度であり、紛争調整委員会の件数（7821件）と比べても、16分の1程度と少ない。【表67, 68】

弁護士会あっせん仲裁センターにおける受理事件のうち、「職場の紛争<sup>\*39</sup>」の事件数をみると、平成17年以降、50ないし70件程度と低水準で推移している。【表58】

- ・ 平成22年の労働関係訴訟における合議率は13.0%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外。5.2%）の2.5倍であるものの、平成18年（14.6%）及び平成20年（13.2%）の合議率をみると、徐々に低下している上、審理期間が2年を超える単独事件の件数は、合議事件の1.6倍以上にも及ぶ。

【図32, 表69】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 労働紛争に関する裁判外ADRの機能の充実

労働紛争においては、都道府県労働局による相談・助言指導や紛争調整委員会によるあっせん、労働委員会による調整手続等の行政機関による労働紛争解決手続、弁護士会による労働紛争解決手続等の裁判外ADRの機能を充実させることについて、これらの手続の現状や特徴を把握し、権限を強化することの紛争解決機能に対する影響や、各行政機関等の人的物的態勢の整備等の実務上の問題点も踏まえつつ、検討を進める。

○ 労働審判事件に関する態勢整備

裁判所における人的物的基盤の整備や、労働審判事件の的確な処理のために肝要となる適切な労働審判員の確保等をにらみながら、労働審判事件を処理するための態勢整備について検討を進める。

○ 裁判所内の労働紛争解決手続における適切な手続選択の促進

適切な手続選択が適正迅速な解決に資することを念頭に置きつつ、訴訟、仮処分及び労働審判手続という裁判所内の労働紛争解決手続における適切な手続選択を更に促進することについて検討を進める。

○ 合議体による審理の積極的な活用

前記3. 4. 1(3)のとおり

○ 労働委員会における救済手続と訴訟手続の整合性の確保

労働委員会の不当労働行為救済手続と訴訟手続の整合性を図ることについては、各手続に期待されている役割を踏まえつつ、検討を進める。

\*39 「職場の紛争」には、解雇・退職、労働災害、賃金等に関する紛争が含まれる（日本弁護士連合会「弁護士白書2010年版」284頁（平成22年））。

## 4. 3. 2 証拠収集方法の拡充

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、労働関係訴訟における長期化要因として、懲戒解雇等の処分に至るまでの様々な非違行為等について、使用者が意識的に証拠化してある事案が少ないなど、長期間にわたる事実に関して客観的証拠が存在であったり、使用者が、タイムカードや賃金に関する記録を保管しており、訴え提起前に労働者に交付することに抵抗を示し、また、人事評定書等を任意に提出せずに、文書提出命令が申し立てられることがしばしばあるなど、証拠が偏在していて立証が困難であることが指摘されている（分析編82頁から84頁まで）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 使用者が保有しているタイムカード等の資料を、労働者が入手しやすくする制度、例えば、開示の義務付けなどを設けることはできないか。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、前記3. 2に記載した民事訴訟事件一般の証拠収集に関する施策が労働関係訴訟においても該当することを前提として、更に同訴訟に特有のものとして考えられる施策の例としては、以下のものがある。

#### ○ 使用者が保有する資料を労働者が入手しやすくする制度の創設

当事者の事前準備促進の観点から、例えば、タイムカード等の使用者が保有している資料を、訴え提起前に労働者が入手しやすくする制度の創設について、その実務上の問題点等を分析しながら、検討を進める。

### （参考）知的財産権訴訟の状況

第3回報告書においては、知的財産権訴訟の長期化要因として、①特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となること、②争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること、③証拠の偏在、④無効審判手続等の係属が指摘されているが（分析編69頁から75頁まで）、これらの長期化要因については、③に関し、損害額の推定規定を盛り込む特許法の改正が行われたり、④に関し、判例変更や法改正により無効審判の係属と侵害訴訟の審理との関係が整理されるなど、制度改善等が行われており、平均審理期間も平成11年の23. 1月から平成22年の14. 8月と大幅に短縮化している状況にある。このような状況の下、知的財産権訴訟について、基本的にはこれ以上独自に新たな施策を検討するまでの必要はないことは、関係者の共通認識となっている。

なお、検証検討会では、委員から、裁判の迅速・充実化とは直接関係しないが、地域司法の充実の観点からすると、専属管轄化の抜本的見直しの検討が将来的な課題であるとの指摘がされているものの、平成16年4月に東京地裁及び大阪地裁に専属管轄化された技術系の事件については、それ以前から、大部分の事件が両地裁に提起されている上、専属管轄化以降、それまでより平均審理期間が短縮している傾向にあり、専属管轄化は、知的財産権訴訟の適正迅速な解決に貢献していると考えられることからすると、基本的には、この点についても制度改善が必要な状況にはなっていないものと思われる。

知的財産権訴訟の状況は以上のとおりであり、中長期的には、他の事件類型と同様に、知的財産権訴訟についても、更に適正迅速な裁判を実現するために何らかの工夫ができるいか検討していく必要もあると思われるが、当面は、前記の制度改善後の状況を見ていくことになろう。

## 4. 4 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策

### 4. 4. 1 前提問題及び付隨問題が主張された場合に適切な解決を促進するための施策

#### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、相続人の範囲や遺産の範囲、遺言の有効性等、家事審判手続で終局的な解決を図ることができない前提問題について争いがある場合には、民事訴訟の結論を待つことになるため、審理が長期化する要因となっていると指摘されている（分析編134頁、135頁）。

また、葬儀費用の分担や遺産不動産の賃料収入の分配等、家事審判手続では解決できない付隨問題について、調停段階で遺産分割と一括して解決を図ろうとするために調停手続が長期化することや、審判段階で当事者が付隨問題に固執して遺産分割自体の問題点の検討を十分に行えないこと等が、審理を長期化させる要因となっているとの指摘もされている（分析編135頁、136頁）。

前提問題に関しては、前提問題から順序立てて整理する標準的な進行から外れて審理が長期化した例が複数あることや、前提問題に関する訴訟が係属する場合には、取下げを勧めることが多いこと等が紹介され、付隨問題に関しては、遺産の逸失等の問題について調停での解決を求められる場合があることや、遺産である不動産に関して管理費の負担や賃料収入の分配をめぐる争いにより審理が長期化することが多いことが紹介されている（概況・資料編237頁、238頁）。

#### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 遺産分割事件と前提問題・付隨問題とを適切に振り分けるため、前提問題についての関連訴訟の提起を促す制度や遺産分割事件の中で解決することが困難な付隨問題を遺産分割手続から切り離す制度を検討できないか。
  - ・ 遺産分割調停の中で解決を図ることが困難な場合に、付隨問題を調整の対象から外すための具体的な方策について検討を進める際には、調整の対象から外した事件を別途適切に解決する方策についても検討を進めるべきである。
  - ・ 遺産分割事件の当事者は、遺産分割事件と併せてその前提問題や付隨問題も一体的に解決することを希望する傾向があり、かつ、合理的に割り切れない感情も絡んでいるため、裁判所は、このような当事者の希望を踏まえて、後見的な審理を行った上で、当事者が納得できる解決を図ることが重要である。
  - ・ 社会的に見れば、同一の紛争であるにもかかわらず、遺産分割事件から付隨問題を切り離し、遺産分割事件についてだけ解決を図るというのは、国民にとっては理解しにくいのではないか。
  - ・ 遺産分割事件について、弁護士強制制度の導入を検討できないか。
  - ・ 遺産分割事件の当事者の中には、家族間の紛争に第三者である弁護士が関与することに抵抗感を示す者もいるので、弁護士強制制度の導入の検討を進めるに当たっては、このような遺産分割事件の特質を踏まえるべきである。
- 実情調査では、以下のような意見があった。
 

(裁判官等からの意見)

  - ・ 長期化しやすい遺産分割事件としては、感情的対立がある事件が最も多いが、これだけでなく、前提問題や付隨問題があるなどの要因が複合している事件が8割を超える。
  - ・ 遺産分割事件は、遺産の範囲等の法的な論点が多いため、弁護士が就いていないと手続の円滑な

進行が難しくなるが、複雑困難な事件でも必ずしも弁護士が就かない傾向がある。

- ・ 遺産分割事件は、相続人の範囲・遺産の範囲等の前提問題から順序立てて整理しながら進行させており、合意が形成されれば、そのつど調書に記載している。

(弁護士からの意見)

- ・ 遺産分割事件では、弁護士が就くことが望ましい事件であっても、弁護士を依頼しない当事者が少なくないところ、その理由としては、本人同士で話し合いたいという心情のほか、家族間の問題に弁護士を入れることへの抵抗感や、弁護士費用が高額であり、弁護士を就けると自分の取り分が減ってしまうという思いを持っている当事者が多いように感じる。

○ 関連する統計データとしては、以下のものがある。

- ・ 平成22年の遺産分割事件において、弁護士代理人の関与がない事件の割合は38.7%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外。19.2%）の2倍程度と高い上、近年、弁護士数が増加しているにもかかわらず（弁護士数は、平成17年から平成22年にかけて36%程度増加している。）、平成17年以降、その割合はほとんど変化していない。【表70】

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

○ 前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための方策の検討

前提問題及び付随問題により遺産分割調停が長期化するのを防ぐため、これらの問題も含めた一体的な解決を望む当事者の期待が存在する可能性があることも踏まえつつ、前提問題に関する民事訴訟の提起を促進するための具体的な方策や、遺産分割調停の中で解決を図ることが困難な付随問題を、同調停の対象から外した上で両者を合理的に解決するための具体的な方策について検討を進める。

○ 弁護士代理人の関与がない事件への対応の強化

家事事件の中でも、とりわけ遺産分割の問題と前提問題及び付随問題との区別は法律専門家でなければ難しいので、民事事件における検討を踏まえつつ、遺産分割事件においても弁護士強制制度の導入の可否や相当性について検討を進める。

VI

## 4. 4. 2 特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、特別受益や寄与分が問題となる事件では、当事者から特別受益や寄与分に当たると主張された事実について、その特定や有無の認定、価額の評価が必要となるが、これらの事実は相当古いものであることもあります、しかも親族間のやり取りであるため書面等の客観的な資料の作成もないことが多いことから、関係者の記憶をたどるなどして過去の事実を解明することになり、審理が長期化することがあると指摘されている（分析編138頁）。

- また、同報告書では、遺産がもっとあるはずだと主張する当事者が預金口座残高等の調査嘱託を求める場合に審理期間が長期化することや、中間合意を撤回する当事者がいるため、何度も調整をやり直すケースが少くないことが紹介されている（概況・資料編237頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。

- ・ 特別受益及び寄与分の主張について、一定の要件の下に、職権探知を免除する制度とできないか。
- ・ 家事事件の中でも、遺産分割事件は、通常の民事事件である共有物分割訴訟に近い性格を有しているので、当事者主義的な側面を強めた施策を導入することが考えられる。もっとも、その場合は、併せて当事者の手続保障も整備する必要がある。

- 実情調査では、以下のような意見があった。  
(裁判官等からの意見)
  - ・ 特別受益や寄与分に関しては、当事者に主張があるか否かを事件係属後早期に確認するようにしており、これらの点について当事者間に合意が形成されれば、そのつど調書に記載している。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 特別受益及び寄与分に関する当事者の主張・証拠の提出の促進

特別受益及び寄与分等の主張について的確迅速な判断を行うためには、基本的に最も事実を知る当事者が提出した証拠や資料に基づいて審理を行うことが有効であるので、当事者の手続保障を図ることを念頭に置きながら、第一次的には当事者が主張や証拠の提出を行い、裁判所は事案解明のため必要な場合に補充的に職権調査を行うことにするなど、特別受益及び寄与分に関する事実の解明に多大な時間と労力を費やしている現状を改めるための方策について、検討を進める。

## 4. 4. 3 参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、遺産分割事件では、基本的にすべての相続人が当事者となる必要があるから、当事者数が多くなる場合が多いこと等が審理を長期化させる一因と考えられることが指摘されている（分析編136頁）。
- また、同報告書においては、遺産分割事件の平均期日間隔が民事第一審訴訟事件よりも長いのは、同事件では、遺産分割がされなくても困らない当事者が多く、手続を早く進めようとする動機がない場合も多いこと等によるものと考えられる旨指摘されている（概況・資料編238頁、分析編144頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 相続人の中に手続に参加する意欲のない当事者や所在不明者がいた場合、その意思確認や不在者財産管理人の選任に時間を要している。そこで、これらの者については、例えば一定額の供託等、一定の要件の下に、当事者から外れる制度を創設できないか。
- 実情調査では、以下のような意見があった。  
(裁判官等からの意見)
  - ・ 遺産分割事件は、当事者欠席の場合に擬制自白を適用できる民事訴訟とは異なり、多数の当事者の出頭を確保して手続を進めなければならず、進行面でも困難が伴う。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進

遺産分割に関心が乏しいなどの理由で期日に出頭しない当事者がいる場合には、期日に出頭した当事者間で合意した調停条項案につき不出頭当事者に受諾書面を提出させて調停を成立させる制度を活用するほか、受諾書面も提出しない不出頭当事者に対処するため、調停に代わる審判を遺産分割事件でも利用できるものとする制度を導入すること等、参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための方策について検討を進める。また、所在不明者がいる場合に、不在者財産管理人の選任に時間を要している現状を踏まえ、所在不明者の利益にも配慮しつつ円滑に手続を進行させるための具体的な方策について検討を進める。

## 4. 4. 4 遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、遺産となる物件の数が多くなると、不動産や株式等についての評価が争われる事も多くなるが、物件ごとに評価の争いの有無を確定させていく過程や、さらに、物件の評価が必要になれば、鑑定等の作業にも時間を要することになり、物件多数が審理の長期化要因の一つとなることが指摘されている（分析編137頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 被相続人の財産の確定やその評価に時間を要している現状を改めるため、遺産の対象となる物件の特定を容易にする制度や、物件の評価が困難な場合に裁判所が相当な額を認定できる制度を創設できないか。
  - ・ 遺産の範囲の確定等を容易にするため、調査嘱託の回答義務化等、証拠収集手段を強化する制度的改善が検討できないか。
  - ・ 不動産等の遺産の評価のための鑑定手続をより迅速にするための工夫を考えられないか。
  - ・ 遺産となる財産や使い込みの有無を把握するため、何らかの形で財産情報を開示する制度の導入を考えられないか。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 遺産物件の確定を容易にする方策の推進  
遺産物件の確定を容易にするため、裁判所が調査嘱託を行った場合に嘱託先に確實に回答を行わせるための方策や、当事者に自ら管理する遺産の内容を積極的に開示させるための方策について、実現可能性も含めて検討を進める。
- 遺産物件についての相当な評価額の認定を可能とする制度の導入  
当事者が遺産物件の鑑定の実施に協力せず、鑑定費用の予納に応じない場合には、鑑定を実施することができず、手続が遅滞するため、民事訴訟法244条及び248条の規定を参考にして、このような場合に、裁判所が審判手続の全趣旨及び事実の調査の結果等に基づき、相当な評価額を認定することができる旨の制度の導入について検討を進める。

## 4. 4. 5 遺言等の普及

### (1) 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、遺産分割事件では、ほかの長期化要因に関連するなどして、家事事件特有の当事者間の感情的な対立が現れることが多く、このような感情的な対立があると、当事者間の調整や合理的な主張の整理等を困難にし、遺産分割事件の審理が長期化すると指摘されている（分析編139頁）。

### (2) 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 検証検討会においては、委員から、以下のような意見があった。
  - ・ 遺産分割に関して当事者間の感情的な対立なく円滑な承継を図るため、正常な判断ができる段階における遺言を促進し、同時に任意後見制度の社会全体での普及を推進することができないか。
  - ・ 任意後見制度が利用されるようになると、遺言がある場合に遺言能力についての紛争を予防でき

ることが期待できるとともに、財産の散逸を防ぐことができ、遺産の範囲についての紛争を予防することができる。

- 実情調査では、以下のような意見があった。

(裁判官等からの意見)

- ・ 遺産分割事件の長期化要因としては、感情的対立がある事件が最も多い。

### (3) 考えられる施策の検討

以上を踏まえ、考えられる施策の例としては、以下のものがある。

- 遺言等の普及の推進

遺産分割事件において、当事者に感情的対立が生じることを少しでも防止して、遺言能力や遺産の範囲についての紛争を予防し、遺産分割事件の迅速な解決を図るため、遺言や任意後見制度の普及を図ることについて検討を進める。

#### (参考) その他、家事事件全般について審判及び調停を充実させるための施策

##### 1 第3回報告書において指摘された長期化要因等

- 第3回報告書においては、調停事件に関する裁判所側の事情として、裁判官が多数の事件を抱えているため、裁判官が調停委員との評議時間が十分に取れないことが紹介されている（概況・資料編238頁）。
- また、遺産分割事件の審判について、同事件の平均期日間隔が民事第一審訴訟事件よりも長い点に関連して、複雑な事実認定や計算関係等の準備、確認のために時間が欲しいなどとして、裁判所側にも期日間隔を空けようとしがちな実務感覚があると思われること、週の大半は調停期日が入れられており、審判期日に充てることのできる曜日が限られていることなどが指摘されている（分析編144頁）。

##### 2 第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

- 実情調査では、以下のような意見があった。

(裁判官等からの意見)

- ・ 遺産分割事件において、これ以上事件数が増加すれば、裁判官が期日の立会いや調停委員との評議を適時に行えないなど、裁判官の関与が不十分になるおそれがある。
- ・ 事件は増加傾向にある中で、同一の裁判官が複数の種類の事件を同じ時間帯に並行して担当しているので、調停成立や評議のために審判期日の中断を余儀なくされたり、調停委員に評議のために順番待ちをしてもらったり、調停期日後の調停委員との評議の時間が確保できないこともある。
- ・ 調停を充実させるため、調停委員との事前評議等を積極的に行っているが、裁判官は、これに時間を要している。

(弁護士からの意見)

- ・ 家事事件においては、当事者双方から、時間をかけて、紛争の背景事情をも含めた言い分を聴取するなどして、当事者がより一層納得できるような審判・調停手続の運用を目指すことが重要である。
- ・ 裁判官は、多数の手持ち事件を抱え、同一の時間帯に何件もの調停期日を掛け持ちしており、繁忙であるため、裁判官が立ち会える調停期日の件数が限られる上、同時に複数の期日で裁判官の立会いが必要となるケースが常態化している。
- ・ 現状では裁判官の数が少ないため、調停において、当事者の声を直接聴く機会が十分でなく、均子定規的な判断が行われる可能性がある。
- ・ 裁判官が他の事件の処理等のために調停期日に立ち会わないことが多いので、裁判官が調停期日に立ち会えるような態勢を整備すべきである。

○ 関連する統計データとしては、以下のものがある。

- ・ 家事調停事件の新受件数をみると、乙類以外の調停事件は、平成17年（7万6438件）から平成20年（7万2446件）にかけて若干減少したものの、平成21年（7万3792件）には増加に転じ、平成22年（7万3523件）も同水準で推移しているが、乙類調停事件は、平成17年（5万3438件）から平成22年（6万7034件）にかけて一貫して増加している。家事審判事件の新受件数は、甲類審判事件及び乙類審判事件のいずれも、平成17年から平成22年にかけて増加している。【表71】
- ・ 遺産分割事件（調停及び審判）の新受事件をみると、平成12年（1万0910件）から平成22年（1万3597件）にかけて増加傾向にある。【図72】

### 3 考えられる施策の検討

○ 調停及び審判の一層の充実化

調停及び審判をより一層充実させるため、裁判官と調停委員との評議や裁判官による調停期日への立会いをより一層充実させる必要があるとの指摘を念頭に置いて、裁判所における人的基盤の整備を図りつつ（後記5.1.1(3)を参照されたい。）、裁判官が調停にこれまで以上に積極的に関与することについて、検討を進める。

